

長崎会所天保改革期の諸問題：鎖国体制崩壊過程の一側面

中村，質

<https://doi.org/10.15017/2233880>

出版情報：史淵. 115, pp.63-93, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

長崎会所天保改革期の諸問題

—鎖国体制崩壊過程の側面—

中 村 質

は し が き

鎖国体制の崩壊—安政の開国と開港—の直接的契機が、欧米列強によるいわゆる外圧であることは言うをまたない。しかし、幕末における長崎会所による鎖国下貿易独占体制の諸矛盾の激化、いわば鎖国体制崩壊の国内的要因もまた見逃せないのではなからうか。

長崎会所（以下小稿では会所と略称する）に関する、幕府による鎖国下最後の改革と目される天保の改革は、同六年まです全般的な長崎「御取締」にはじまり、翌七年の目付差遣、同八年から御勘定・勘定組頭の長崎詰切りによる「会所御取締」—改革の核心である会所財政の再建—に進み、これは一応の成果を得たが、同一二年から翌年の第三の局面では水野忠邦による幕政改革と連動しながら、これまで会所改革の掌にあたった長崎奉行・会所調役頭取高島四郎大夫（秋帆）以下大量の地役人の問責・下獄という人事改革によって終末を迎えた、と考えられる。ここでは会所貿易の不振・財政窮乏を招来した、改革第一段階の諸問題にしばって、会所による貿易独占と競合対立する諸藩の国産物（砂糖）流通、薩摩藩の密貿易や「琉球産物」販売、地元長崎における貿易および外国人管理機能の弱体化と、在勤幕吏を含む諸役人の綱紀弛緩、つまり鎖国貿易体制崩壊の国内的要因の一斑を検討したい。

なお長崎会所の天保改革については、すでに山脇悌二郎氏の極めて示唆的な論文「天保改革と長崎会所」（『日本

歴史」二四八号）があり、小稿はあげてこれに触発されたものである。

一、寛政改革後の動向と和製砂糖

寛政二年から三年にかけて長崎貿易に関する「御改正」（以下かりに寛政改革と略称する）の要点は、まず同二年五月長崎市中に対して「諸山の銅年々減少」し長崎廻銅不進に付、正徳新例の趣旨に従い、貿易を絶やさず「長崎之地永續之為」に貿易額を減ずと布告し、次いで同年九月オランダ側に対し廻銅不足につき、従来的一年一〇艘・定高銀一二五〇貫目・銅渡高九七万斤を、明三年から定数一艘・銀七〇〇貫目・銅六〇万斤に「半減」し、このため利潤の薄きを考慮して、毎年の参府を五年に一度、参府休年の幕府献上物進物は半減とした。唐船に対しては廻銅不進につき当分の間唐銀の輸入を停止するとしたが、翌三年四月に従来の年一三艘・定高銀三五一〇貫目・銅一三〇万斤を、同年より一〇艘・銀二七四〇貫目・銅一〇〇万斤に減じた。¹⁾

この寛政三年実施の「減銅」商売から約半世紀後の天保七年八月、長崎町年寄の連名で奉行に提出された会所財政の再建計画書²⁾では、寛政後の動向・問題点を次のごとくいう。

唐船拾艘紅毛方減商売被仰付の後、唐船入津相進ミ御定船数之外、番外舟等之商法相立、其比を別而唐物相庭宜、格別出割進ミ会所入銀相増、既置附用意銀（特別会計の貯備銀—引用者註）相備、猶臨時上納金をも拾八万四千六百両程上納仕儀ニ御座外、文化之度紅毛船欠年相統（文化五、七一九、一一、一二の六カ年渡来せず—引用者註）を得、唐方商売余銀を以相補外、享和・文化之度より和制砂糖製作相増、右ニ付持渡砂糖直段下落仕、此銀年々積外而大造之銀高入銀之欠ニ相成、其上文化十四丑年以來唐船不進ニ相成、右丑年未年迄^{（天保）}十九年ケ年之内、唐船三拾六艘欠舟有之、右壹艘商売出銀四百九拾貫目程と見積外而も、三艘六艘ニ而も凡壹万七千六百四拾貫目程入銀相減外ニ付、置附用意銀御蔵出奉願、猶亦御下ケ金も両度³⁾迄被下外ニ付、右之御恩沢を以諸渡銀ケ也

取計仕来り、(下略)

つまり会所財政の赤字転落の主要因として、享和期以降競合商品たる国産砂糖の増加、文化一四年からの唐船の定数割り(年平均二艘弱の減船で、年銀九二八貫目余の収益減)とを挙げ、ヨーロッパの動乱に伴う蘭船欠航による無収益はいまだ唐方収益で補いえたとしている。

同書の後段によれば、会所貿易の景氣―収益を左右するものは、「持渡荷物之内、菓種ニ而も大黃・甘草・荒物ニ而も蘇木・釘・砂糖重立り品ニ而、;就中、砂糖之儀ニ諸品之相場ニ拘りり品ニ有之」と、砂糖等には近世初期における白糸と同様の価格形成上の意義を与えている。同書と同時に、その策定者の一人である会所吟味役春孫次郎が提出した「御内分申上り書付」とによれば、大坂廻着の和製砂糖は、はじめ土州産を主とし、その高を文化二年「御免高三万斤ニ而、其余不相増様被仰渡り処、其後追々外国より出産」、天保の現在では「和製出産之国之内ニも、専分製作之土地ニ讚州」である。この間廻着増加による唐紅毛砂糖の下落を防止すべく会所より願出て、文化三・四年の大坂廻着平均高一二一万八千斤程を「廻着目当高」としたが、なお増加し、(天保五年五月、和製砂糖問屋株仲間四三名を設定し、天保元・二・三年の平均廻着高によって、但し蔵物を除く―引用者註)「和製砂糖之儀を壹ケ年三百四拾六万四千四百斤程ニ高極被仰付」、更に天保六年一月「廻着高千百拾九万七千九百斤程と今後之御定高ニ被仰付りニ付而も、唐紅毛砂糖次第第二下落仕、然ル時ニ商売方興廃ニも相拘り、歎數奉存り」という。続いて和製砂糖と長崎での輸入糖価との関係は、天保四年幕府による「廻着高御取調之儀相響り哉、同春割商売之節ニ砂糖直段相進、平均壹斤ニ付二匁三分三毛六弗ニ相成」、一方、六年の春・秋割は、右之廻着定高以外に「堺兵庫辺ニ而大斤高取扱り風聞」にて一斤一匁六〇九七余に下落した。両者を差引けば「唐紅毛持渡砂糖壹ケ年凡百五拾万斤程と見積り而も、壹ケ年(銀)千四拾貫目程会所入銀相減」という。

なお「長崎会所五冊物」(刊本五冊物一五六頁)では、蘭人参府費用にあてる白砂糖益銀の説明において、三六、六

○八斤の白砂糖を、会所は銀一一貫三六七匁余で受取り、これを売立れば銀六一貫九六〇匁程の「出銀」があるとする。すなわち会所は一斤三分一厘で受取り平均二匁の落札値として、「五拾割」の収益を見込んでいる。岩生成一氏の研究によれば、唐蘭船による輸入量は年による増減が著しいが、白砂糖・黒砂糖・氷砂糖の三種を合せ、正徳期頃は前よりかなり減って年平均三百四・五〇万斤程、その後貿易抑制と国内糖奨励により更に減って、寛政⁽⁸⁾文政期には大約一六〇万ないし二六〇万斤と推定されている。天保期にはさらに一五〇万斤以内⁽⁹⁾に減少していることが右の会所役人の書上から推察されるが、会所側の要請はつまるどころ、「製作国ニおゐて八十分行届可申哉奉存⁽¹⁰⁾処、於会所⁽¹¹⁾右和製之ため相統方ニも相響、進退差迫⁽¹²⁾義ニ御座⁽¹³⁾間」、国産糖の定高一、一一九万七九〇〇斤に対し一斤に銀三分宛の「冥加銀」（銀三、三〇〇貫目程）を課しこれを会所に下げ渡すか、又は右定高のうちの三〇〇万斤を一斤につき銀六分で会所が「買請」け、これを大坂銅座で入札払いに付し、差益銀一、八〇〇貫目程の会所収納か、のいづれかを特許されたい。なお「冥加銀」を一斤につき銀二分としても銀二、二〇〇貫目程の会所収入になる、というものであった。大坂銅座での入札払いの差益銀一、八〇〇貫目とは、一斤平均一匁二分の落札値を見込んだ数字であるが、これは前記天保四・六年の長崎落札値や、同じく寛政期の一斤二匁・天保末の一斤一匁三分の会所払い直段⁽⁸⁾と比較すると、この大坂銅座での落札値は過少見積である。つまり会所収益は右の銀一、八〇〇貫目よりかなり増え、恐らくは「冥加銀」方式二種の収益に比肩することが想定されているのである。

この「冥加銀」ないし国産糖の会所「買請」方式による会所助成願は、結局幕府の裁可するところとはならなかったが、かかる願出自体、鎖国体制に寄生する長崎会所の特権的性格を如実に示すもので、この砂糖一件は、会所の独占的対外貿易が、幕・藩の経済関係において、諸藩の国産増強―藩専売制を指向する幕末の全国的動向と競合対立し、敗退していく過程を示す一例である。

二、薩摩藩の「琉球産物」長崎払い

右の天保七年の会所役人らによる詳細な和製砂糖対策の建議において、上の大坂廻着定高をはるかに上廻ると考えられる薩摩産の黒糖⁽⁹⁾について全く言及していないことは注目される。これは山脇氏の指摘のように⁽¹⁰⁾、当時の会所役人は「全薩州家より之仕向方格別ニ手厚、銘々一己の利欲を貪り、会所損益筋ニ相拘不申哉、(奉行に対し) 何共差障り申立之儀も無御座⁽¹¹⁾」と、薩摩藩の工作が効を奏していたことを示すものではあるまいか。

しかし、幕閣・奉行の間には、薩摩藩による公許の琉球貿易に便乗した大規模な密貿易や、長崎における「琉球国産物」売捌きが、会所貿易を阻害している現実と、ひいては朝鮮との国交関係への悪影響、換言すれば鎖国体制そのものに係る問題として提起されていた。すなわち、天保六年三月老中首座大久保忠真が勘定奉行土方勝政に与えた「風説書」に、薩摩領海での抜荷唐物を大量に「北国筋越後辺江相送り売捌由、琉球国産物之内江取交、長崎表江相廻売捌由品も有之由、：右之趣ニ由間、近年長崎表衰微いたし、同所御役所ニ而も殊之外御金操六ヶ敷、菓種・砂糖類等之調進ものも差支由之儀ニ由、(中略) 对州朝鮮交易儀、累年彼国ニ而故障申立、交易品相減、殊之外近年之模様ニ而も、次第ニ交易筋相止、往々ハ通信も、絶可申哉と噂いたし由程之儀ニ有之由、：是亦前条之筋ニ而、薩州鹿兒嶋々朝鮮国江時々交易之船差遣、彼方之船鹿兒嶋江罷越由義も有之由、彼方ニ而も、对州之交易々薩州之交易之方利徳も多、⁽¹²⁾云々、がこれである。またこれに対する同四月の土方の言上書では右の風聞を全面的に肯定した上で、長崎内外での唐人取締の強化、薩摩藩ならびに抜荷唐物の主な対価である俵物の密売源としての松前藩への取締強化の厳達方等を具申した。同じく同五月長崎奉行久世広正の言上書は、職掌柄、「何れニも長崎地許取締不申由ハねハ、他ニ及ほされ由様ニも相成間敷」と、議論の主題を後述の唐人取締においている。しかし同年七月両人連署の言上書では、薩摩藩の抜荷が「長崎会所交易方ニ障り由儀も勿論、御国政ニも拘り、不容易筋ニ付」、琉球物の長崎廻し停止

を揃めて同藩に敵達すべしとあり、さらに久世は翌七年四月の言上書において、「琉球産物」長崎売捌きの停止かたを具申した。これによれば、「（会所の）本方商売衰微及び起本宅、①第一前書申上り琉球産物と唱、於当地売捌り唐菓種類、②并工社共技荷密売之品共、近來夥數相成、③其外町年寄所望物、④（唐人屋敷）部屋附火元番共賣物と相唱り不正ニ紛敷品等、何れも⑤本方商売荷物同様之品、多分之銀高、都合五口程ニ而致商売り姿ニ相成居り間、本方商売景氣難引立、如当時之銀繰必至と差迫り」と、会所（「本方」には広狭二様の義があり、狭義のそれは唐・蘭方ともに、外売・別段売・協荷等に対していう。ここでは広義の、会所による正規の貿易の意味に使われている。小稿でもこれに従う）貿易阻害・財政窮乏の四要因の第一として、これを排除せんとするものであった。

これにいたる薩摩藩の「琉球産物」長崎交易の展開や、その会所貿易との関係については、既に山脇氏や武野要子氏「薩摩琉球貿易と貿易商人石本家の関係」、最近では上原兼善氏「薩摩藩における唐物仕法の展開―会所貿易への浸透過程―」と黒田安雄氏「文化・文政期長崎商法拡張をめぐる薩摩藩の画策」の諸研究⁽¹⁵⁾があつて委曲を尽しているので、ここで立入った検討の要はない。ただ小稿との関係で最小限の事項を諸氏の研究から摘記する。すなわち、薩摩藩は数年来の運動の結果、文化七年琉球国扶助の名目で、まず向う三カ年間に五色唐紙・鉛・羊毛織・緞子・狸燕脂など八種（數量略）の「琉球産物」（薩摩藩では「唐物」）を、「長崎会所を通じて」販売することが認められた。しかしこの八種は収益性が乏しく、売銀高も年三・四〇貫目にすぎなかつたので、直ちに有利なものへの品替え、品目追加、期間延長を執拗に繰返し、文化一五年には御免銀高二〇七〇貫目、さらに文政八年には収益性の高い一〇種を加えて一六種・銀高一七二〇貫目・五カ年間に（のち一回更新し更に二〇年延長）の売捌きが認められた（表1のA）。名儀は「琉球産物」・「琉球国品物」であるが、文字通りの唐物である。

しかし長崎会所役人は当初から、主に次の三点をあげて長崎払いに批判的であつた。すなわち、①輸入品売出口の分化と上物の売立による相場下落（会所収益減）、②琉球物の見返品としての俵物密買による、会所向け俵物等の減少

表1 薩摩藩の長崎払い「琉球産物」

品目・定銀高	A文政8年(定高)	B天保12年払高	C弘化3年払高	備考
生子	1,000斤	斤	斤	
繭	1,000	600	371.382	
硼砂	1,000	4,301.85	1,700	
鼈甲・爪(鼈甲)	700	1,450.7		
桂皮	20,000	* 8,700	1,922	*桂枝
白手竜脳	700	1,305.7	* 1,114.24	*竜脳
沈香	500	558.4	332.9	
阿膠	1,000	833.71	589.875	
木香	500	850	7,173	
沙参	1,000			
錦紋大	7,000	34,941	* 7,000	*大黄
大鞭甘	7,000	23,692	* 4,926.1	*甘草
□□□山	20,000	46,171.8	* 13,617.6	*山帰来
蒼朮	3,000	18,912	1,081.3	
辰砂	500			
茶碗	2,500	1,444	81.4	
甘蔗		1,841	2,931.5	
犀角		476	41.85	
象牙			288.5	
御免銀高	銀 1,720 貫目	(1,720貫目以上カ)	銀 1,200 貫目	

註 A黒田安雄氏論文(石本文書)、B「琉球産物売捌(付御書付)」、C『鹿児島県史』(一)P.751—756

と価格騰貴のおそれ、③唐船主等の証言のごとき、薩摩・琉球經由で福州辺へ入る、会所輸出品と同じ倭物三品や三石昆布等による中国市場の攪乱(長崎渡航商人の収益減)である。このため幕府は薩摩藩に対し、④指定品目および御免高の厳守、⑤倭物三品および三石昆布等の密買・琉球渡しの禁止、⑥売立銀高の二歩通りを会所へ納付、⑦本方(会所)貿易に支障のある場合は、期限内でも交易停止、を認可の条件とした。

以上諸氏の研究によったが、天保期においては認可条件の①②は無視され、これが会所貿易を圧迫し、ひいては対馬の朝鮮貿易・日鮮通信関係の基礎をお

びやかすものであった由は前述のとおりである。天保七年四月長崎奉行久世広正が薩藩交易の停止を言上したのに対し、会所役人は二〇カ年の期限延長は認めつつも、なお「近年御免高より過上仕、殊大黃・甘草之儀斤高相増(15)れ而も、会所商売方ニ相障り(16)付、…過上不仕様、自然ニ過上相廻り(16)節も、其分翌年御免高之内江差加、商法相遂(16)れ様」云々と、会所貿易圧迫の事実は否定してはいないのである。

ところで、こうした薩摩藩の「琉球産物」は、具体的には長崎のどこで、いかなる手だてで売捌かれたのか、この点に関してだけは従来の研究でも殆んどふれられていない。⁽¹⁷⁾ いわれるように、「長崎会所を通じて」売捌かれ、取引が会所管轄下におかれ、その唐蘭品入札組織内に編入されたものならば、「幕府権力の薩藩貿易支配―幕府側の勝利」といった評価もあるいは成立つかもされない。だが事実はいささか事情を異にするようである。

さきにあげた天保七年四月長崎奉行久世広正の薩藩長崎交易停止の上書をうけて、翌八年幕府は期限内にもかかわらず、同一〇年以降の交易を禁止した。薩摩藩では交易の復活を種々嘆願し、同一一年から三ヶ年間五千両宛の琉球助成金のほか、天保一二年になって同九年の売残品と同一〇年分とを、「長崎会所におひて、捌方定法之通為取計、代銀可相渡」方式で交易が許可された。但し願のうちの封王使招来菓種類の販売は不許可とされた。⁽¹⁸⁾

これに際し同一二年九月一八日付、長崎奉行から会所役人に示された取扱要領では、会所と薩摩藩側との新旧の具体的関係が知られるので、長文にわたるが以下全文を掲げる。

月番宿老（宛）

此度御免相成(19)り琉球産物売捌取計方、左之通可相心得(19)り、

一、薩州々当地江産物差廻(19)り上ハ、一同入札払申付(19)り、尤、爪鼈甲之儀も、唐方持渡之分会所蔵罫をも申付置(19)りニ付、右かこひ之品入札相済(19)り上、薩苺(19)々相廻(19)り爪鼈甲ハ追而入札払之儀取調子可相伺(19)り、

一、去ル(19)戌年迄、琉球産物一ヶ年定高千七百廿貫目之内、千式百貫目ニ掛り(19)り式割通薩苺(19)々会所江相納来(19)り得共、

此節ニ限り一時相払ひニ付、惣銀高之式割通会所へ相納ひ様、薩翁聞役江申渡ひ、

一、右産物之儀も、去ル戌年迄薩翁藏屋敷へ持入、於同所目利見分、商人見せ等いたし、其時々検使差出、町年寄始懸り役々罷出、薩翁役人立合取計ひ来ひ得共、此節之義ハ右品々新地へ藏入申付ひ、尤当地江産物相廻し上、薩翁方より相届ひ様申渡置ひ間、届出次第仕役相伺、夫々手当致し役々新地江罷出、検使出役之上丸数箱数等相改藏入致し、尤薩翁役々江も新地へ罷出ひ様申達置ひ間、藏封之義ハ掛り町年寄并薩翁役人合封可致ひ、但し右仕役之節、新地取締掛り乙名・表門両組并探番出役可致ひ、

一、目利見分、手本取商人見せ仕役之儀も、薩州方役人罷出可申旨申達置ひニ付、仕役之時々役々罷出、場所混雜不致様可取計ひ、

一、先納銀之義ハ、当式三四番割とも五割納ニ而、納方手堅く相聞ひニ付、五割先納之積可取計ひ、

一、薩州方江右代銀渡方之儀ハ、先納并皆納之節兩度ニ相渡之、尤式割通会所江可相納分ハ、其度々ニ引取可申ひ、

一、右品々払立代銀ニ掛りひ三歩掛り銀之儀も、会所へ取立可申ひ、

一、右仕役ニ付諸雜費之義ハ、去ル戌年之通薩州が差出ひ積り、同所聞役江申達置ひ、

一、右産物之儀も、当節銀捌方之積ニ付、此間相渡ひ品書之通、衆人の目參照斤高過上無之様、薩翁聞役江廻方相達置ひ間、若

斤数余分ニ有之ひハ、請取申間敷ひ、且此度之儀ハ去ル戌年迄ト違ひ別廉之義ニ付、取計方手續等別而心付、不取締之儀無之様一同可申合ひ、為心得達書写相渡し、

右之趣申渡ひ間、其方共令承知、会所并夫々掛り出役之者共々申聞、入念可取計ひ、

丑九月十八日

此御書附写九月廿日御達し有之直ニ一統写取⁽¹⁹⁾

以上を補足しながら要約すれば、従来（天保九年まで）の取引では、薩藩の「琉球産物」はすべて長崎西浜町の薩摩

藩蔵屋敷（同藩の海商長崎太平次の蔵に接し、天保中期の間役は奥四郎、用達町人服部紋太郎⁽²⁰⁾）に搬入管理され、会所取引終了後、同藩役人主宰のもとに目利・商人見せ・入落札・荷渡し・代銀清算等の業務が行われた。会所と合せて「二手」の唐物取引が行われたのである。奉行所の検使および会所調役以下目利・請払役等の会所役人は呼出に応じて蔵屋敷に出向いて目利し（これにおいて「定高 \parallel 元極高 \parallel 御免高」——会所貿易の元代銀に当たる——に達したか否か、個々の荷物の目利評価額を積算したものとされる）、荷見せ・入札等の諸仕役に立合うのみである。かかる貨物管理の方式のもとで、さきにもふれた会所役人に対する「薩州家より之仕向方格別ニ手厚」い状況下では、品目の（表1参照）チェックは流通の各段階で比較的容易であるにせよ、公機関としての会所による「御免高過上」か否かの数量把握は事実上望むべくもなかったと解せられる。黒田氏の指摘のごとく、同藩の対幕工作では荷物の斤数増より品目増に主眼がおかれたのは、まさに右のような現地の実態を踏まえたものであろう。また払立代銀の収納も薩藩側で行い、この中から年々総売上高の如何にかかわらず、定高の七割弱の銀一、二〇〇貫目につき二割（銀二四〇貫目）と若干の「諸雑費」とを長崎会所に納付する仕組であった。つまり会所の収益は、その唐蘭貨物と競合する薩藩の「琉球産物」販売においては、せいぜい定高の二割程度（「二歩通」）の銀三〇〇貫目内外の宛行、扶、持にすぎないのである。天保七年八月の会所歳計の積書⁽²¹⁾によれば、歳入の一項に「琉球産物払立銀之内、会所益銀」として二四〇貫目をあげるが、琉球物関係「諸雑費」や後述の「三步掛り銀」はみえない。一方、例えば天保一〇年の唐蘭貿易の実績、元代総額銀七、八七二貫目余（うち蘭船元代銀は九六九貫目余で、薩藩御免高の半分にすぎない）によって平均一七・二割（唐船一五・七割、蘭船二七・九割）に当たる銀一三、五六〇貫目余の純益⁽²²⁾（出銀）をあげた会所貿易と対比するとき、長崎会所の逸損利益（薩藩側の利益）と、貿易独占崩壊過程における両者間の相克が理解できるであろう。

これに対し、天保一二年の売捌きにあたっては、貨物管理・取引業務・代銀出納にいたる全過程が会所主導型に転換した。すなわち全貨物は唐船貨物と同じく官衙の一つである新地蔵ないし会所蔵に収納し、町年寄と薩藩役人との

「相封」印によって共同管理下におかれ（唐蘭品は奉行所検使と唐蘭側との相封）、薩藩側による恣意的な荷操りや品種数量の秘匿は制度的には不可能になった。目利・荷見せ・入札・荷渡しも勿論同所で行われるが、薩藩役人は奉行所検使同様に出張立合いにすぎず、仕役の日取り、関係者への通告・日雇いの差配・警備等も、唐蘭船と同じく会所の所管事項となった。したがって入札・荷渡しはすべて会所貿易終了後である。代銀の收授も会所で行われるが、注目されるのは入札翌日、荷渡し前の「先納銀」が五割とされていることである。これは会所貿易での新方式（従来は二割で、残銀の滞納が多かった⁽²³⁾）の準用である。ことに会所の取分として、これが天保九年の売残りと同じ一〇年分との一括払立てだからではあるが、二割の掛り物を元代銀のすべて（一〇年分定高一、七二〇貫目に九年売残分を加ゆ、表1のB）に課していることである。さらに唐蘭貨物同様、落札価格（総売上高）に対し会所が別途に課する三割の「三步掛り銀」が「琉球産物」にも初めて適用されたかのようである。かくて会所は課税の対象を拡大し、またこれは売立数量価額の正確な把握と相まって、大幅な収入増を招いたことは疑いをいれない。これらを差引いた残額が、前とは逆に会所から薩藩へ交付される。結論的にいえば、「琉球産物」はここにおいて初めて「長崎会所におひて、捌方定法之通為取計、代銀可相渡」仕法がしかれ、先学指摘のごとく「長崎会所を通じて」販売されることになったのである。しかしそれでもなお、会所収益は元代の二割と落札高の三步程度にとどまり（ここでは唐方荒物薬種にはかかる「三步掛入銀」は免除）、前記唐蘭貿易収益と相場への影響とを考慮すれば、薩藩長崎交易の会所財政に落す影はなお多大であったと考えられる。

天保一二年のこの取引は、同九年（売残し分）一〇年分に期ったものゆえ異例の仕法かもしれず、また翌年以降の取引についてはさだかでない。しかし弘化三年（表1のC）以後嘉永六年の間は、薩摩藩の利潤額を含めて明らかにされているが、同藩の長崎会所を介した「琉球産物」販売は、横浜・長崎・函館開港の安政六年後も、少なくとも文久三年迄は続いたことが会所の勘定帳等で確認される（慶応二年の勘定帳には見えない）。会所と藩のとり分は表2のごとくで

表2 「琉球産物」払立代銀の配分

	長崎会所収納 「琉球産物払代銀」	配 分		備 考
		長 崎 会 所	薩 摩 藩	
安政5年*	買 込 2,265,485.707	買 込 240,196.9195	買 込 2,025,288.7875	* 三步六厘銀相掛 ₁ 分(註1)
〃 6年*	1,346,185.369	240,000	1,106,185.369	* 〃
文久3年			915,784程	

- 註) 1. 上の配分のほか会所は、払立銀の3.6%相当額を落札商人から別途徴収する。
 2. 「安政五年長崎会所勘定帳」・「安政六末年長崎会所勘定帳」・「文久三年改長崎会所定式臨時一年出方元極帳」(共に長崎市立博物館所蔵)による。

長崎会所天保改革期の諸問題(中村)

ある。若干補足すれば、貿易・市政に係る全歳入歳出を詳細に記した決算簿である会所勘定帳の歳入の部に「琉球産物払代銀」の一項があり、内訳として例えば安政五年の薩藩取り分については、「是を荷物払立銀之内、(定高カー引用者註以下同じ)千式百貫目ニ掛り₁式割通(二四〇兩目、並臨時売捌葉種諸雑費(一九六匁余)会所江引取、薩州方江相渡₁分」とあり、また歳出規程である文久三年の出方元極帳にも、「琉球産物払代之八割通り薩₁方江相渡₁分」とあって、第一に取引や代銀収授は天保一二年の方式どおり、会所の手になることは明白である。第二に会所による二割の取り分は、払代銀の内、定高の定高銀一、二〇〇貫目に課すか(安政五・六年の例)、全額に課すか(文久三年の例)異っているが、天保九年迄は定高の一部一、二〇〇貫目の二割が会所取り分であって、「定高」全額に課したのは天保一二年の改革においてであった。第三に天保一二年にみた「三步掛銀」は、安政期には「三步六厘銀」と比率の引上げがみられるが、等しく払立代銀総額に掛るもので、安政六年の勘定帳では「三步掛銀」の項目に「唐阿蘭陀並外国船商売銀、其外会所請込琉球産物等払立銀、壹万四千三百三拾七貫式百八匁四厘壹毛式弗ニ掛り₁三步掛り銀」として一括計上されている。いずれにせよ、以上三点から、天保一二年の仕法は同年のみの特例ではなく、以後開港後にも亘る「琉球産物」長崎払いの基本となることが知られる。とりわけその改革の意義は、同藩長崎蔵屋敷における

同藩管理の経営―幕府の鎖国・国内流通政策への挑戦であった―から、幕府所管の長崎会所請込方式への転換である。もとよりこれは、天保六年以来の長崎諸向「御取締」、主に財政建直しの「会所向御改革」の延長線上に位置するものであるが、二カ年の中断をおいた同一二年五月から九月にかけて、あたかも同年五月に開始されたばかりの幕政改革上の一施策―翌年の株仲間解散令で諸国専売を禁止、同一四年薩藩唐物抜荷事件の公表とこれに係わる新潟上^{（地）}地令、につながる―と解すべき画期的な変革といえよう。

三、いわゆる「唐人不法」の激化

鎖国制下における対外警備は、天領私領をとわずそれぞれ沿海の代官・領主の負担を原則とした。初期のキリシタン潜入警戒、中期以降の抜荷・欧米船の警備、全期を通じた漂流漂着・難破船救助等がそれである。各領内に番所・遠見番所等、又は石火矢台等を設け、漂着船（数的には朝鮮漁船が圧倒的）は、該地で緊急の扶助を加え、人船荷物ともに報知のうえ長崎奉行所へ警固送達した（この間の諸経費は唐蘭商船など負担能力のある場合に限り荷物払代より自弁。長崎の治安維持はあげて奉行所附きの町使・散使・船番・唐人番・遠見番等の地役人が担当した（与力同心は非常設、文政二年にいたり町年寄家の高木道之助が長崎御鉄炮方に任ぜられて軍事組織の整備開始）。その外辺に、非常に備えての市中警備担当の大村藩と港口輪番警固の福岡・佐賀両藩兵が配置されていた。

唐蘭船取扱いの諸規定^{（つ）}によれば、入港すれば、一さいの武器を奉行所に引渡し、蘭人は周知のごとく身柄・貨物ともに出島に収容され、荷物蔵は奉行所検使と商館長の相封の上、管理は出島乙名が管掌した。一方唐方は元祿以降、貨物は新地荷蔵に入れて検使と相封印し、身柄は夜具や食器など検査済みの最低限の当用だけを携えて、町場を隔てた唐人屋敷（唐館）に収容され、昼夜ここに詰める唐人屋敷乙名組頭・唐通事以下、唐人番・探り番、杖突き等の監視のもとにおかれる。館内では二ノ門を出て特許商人から米野菜肴新等の日用品を求める場合でも、出入りには「懐

中改」があり、さらに許可制の「館外」（新地蔵本・唐船修理場での立合いや唐寺参詣など）には、右のほか町使・散使・船番等が付添い、一般市民との接触を禁止した。はじめ入館時に商品価値の高いものは、常備薬の人参までこれを禁じた（所要はその都度医師の処方添えて奉行所へ願ひ出、検使立合いの上新地蔵から取寄せる）。外出時に懷中改をしても、なお隠し物の密売や抜荷の談合等が危惧されたからである。

以上は鎖国体制下の建前であり、唐人規制については幾度かの純綴期はあったが、文化期迄はほぼその実態でもあった。すなわち『長崎実録大成』等によれば、日常的な小口の抜荷や隠し物はともかく、銅不足による取引停滞・縮減期である宝永期および寛延三年の唐人水夫らの示威的館外や暴行、天明六年抜荷の相手方へ代銀取立に押入って捕えられた水夫の奪還、文化六年不法館外や港内乗廻し、等に象徴される該期の綱紀純綴は、それぞれ正徳新例・明和期の外国金銀輸入による景気促進、寛政初年の改革、文化九・一〇年の「御取締」によって克服された。またこれらの不穏な動きは前記地役人によって取押えられ、諸藩兵動員の必要はなかった。

しかし文政期に入ると、地役人では商品の館内持込み・市中徘徊密売は制しきれず、同三年唐館前に大村藩兵數十人の勤番所を設け取締りに当らねばならなかった。同六年これが地役人の勤番に復すると、再び不法館外は常態化した。以下『続長崎実録大成』『通航一覽続輯』巻九等によれば、文政一〇年閏七月在館唐人三百余名中百人余が取締りに対し投石等で抵抗したため、長崎警固当番の福岡藩に一時は二百数十名の動員を令し、隣接の大徳寺に駐屯警備させたところ、逆に多数の唐人が同寺へ押かけ「狼籍」に及び、「唐館江通詞」とも壹人も相詰り義出来兼、番人とも手を引ぬ」事態もあって、同藩の警備出動は三カ月以上にわたった。まさに唐館設立以来の椿事で、奉行は「日本之御威光ニも相拘り可申」という。しかしこの間の逮捕入牢の唐人数名は、程なく唐船主預けとなり、そのほか他の唐人には格別の処罰はなかった。これよりさき同年正月には、一船の精荷役（貨物の数量品等の精査）時のトラブルから、船主みずから他の在留船主らと共に、通事に対して日本貿易の中止を揚言して、事情聴取をも拒否したことがある

(数日後奉行の令により撤回陳謝し咎めなし)。

周知のように寛文の市法商法から寛政半減商売にいたるまで、幕府の政策基調はほぼ一貫して貿易抑制・縮減にあり、またそうした意図で改革された仕法は、一方的に外国側に示し実施に移されるのが例であった。一方長崎地下や外国側は、むしろ取引の拡大ないしは縮減の緩和を求めるのが通例であった。しかし文化期の蘭船欠航のあと、文政期以降、入港唐船が定数一〇艘に満たぬ年が多くなると(文政期一二年の平均は年八・一六艘、さらに天保期一四年間の平均は六・八五艘に減ず)、すでに文化期からみられる俵物(唐船)・銅(蘭船)の前貸や褒賞が増加し、さらに天保期の「恩典商法」と、むしろ日本側―幕府を含めて―が彼の来航を慫慂するという、関係の逆転が認められる。渡来船数がかく減少すると入港時期の上で「夏欠船」が出来し、会所財政の面では地役人役料・戸別配当銀等七月払いの資金が欠乏し(会所の主要歳出は七月と二月に分割支給)、大坂や長崎市中商人からの「調達銀」を要し、また市中一般の景気に甚大な影響を与えるものであり、長崎地役人による「唐人不取締」は必然であった。この「唐船不進」による彼我姿勢の逆転に加えて、唐人水夫荷物の増加による船主(船頭)との間の力関係の変化―船主の水夫統制力の喪失―が、「唐人不法」を大きくした一因と考えられる。すなわち天保七年春、「当時荷主共元手乏く故、其難儀出来」―従って船主荷物は不如意―に対して、本方取引終了後在留五艘の水夫手廻りの売立では、元代・出銀合計九、四〇九貫目余にも達した。会所は出銀から、同年幕府から貸与された臨時御下金五万両分銀三千貫目をそっくり返納し、さらに御救米代銀六一貫目余・佃米代銀・奉行調物代・地役人手当等に充てたとあり、水夫手廻りが積荷の相当量を占め、かつ会所財政上の意味の大きさが知られよう。にもかかわらず、この売立では後述の事件にからむ特別としての「臨時御買留」であるから、普通は多く密売に流れたようである。

すなわちこれについて、天保六年長崎奉行の老中宛の言上書では次のようにいう。

(前略、地役人が、何事も見逃しゆ故、工社共持出ゆ諸品、近来夥敷之由、端物類、又ハ小間もの類、其外諸品共

勝手ニ不正筋取扱ひ様成行、本商売之方より多く相成、其上五ヶ所之相場、会所益銀之有無等迄存し、不正之売買駆引巧者ニ相成、本方江差出ひ諸品を却而不宜品差出、其外会所より積荷之品々、注文申談遣ひ而も不相用、同品或も差留置ひ品等持渡ひ故、会所心組より毎々入札下落いたし、……工社共門外不相止ひも、迎も商売方氣立直り申問敷、（中略）

という。意見書の性格から若干の誇張はあるにしても、無断外出禁制の唐人屋敷から自儘に持出し密売される水夫廻りは、質量ともに公貿易を凌駕するまでになったという。もっとも、別条では「船主・惣代之もの共儀も、内々ハ自分共密売、船之品々兼而召仕ひ工社等江申付、売買等も為致ひ哉之旨、毎々風聞有之」とて、実態としては水夫手廻りだけではなかった。それだけに事態はより深刻で、「唐人共自儘ニ館外、銘々好之品勝手ニ調物致し、先々相對之様」⁽³²⁾な状態を呈し、地役人にはもはやこれを取締る力はなかった。

よって彼は、幕府の手による薩摩藩抜荷の規制とは別に、長崎では「門外之工社共取締方之儀も、不容易事ニも得共、前書之処出所不正之品々無之上も本方之諸品捌方宜相成、おのつから会所益銀有之儀ニ付、差当門外之儀敷敷取締、……都而寛政二戌年御改正御仕方ニ復し様致度」と建言した。すなわち長崎の天保改革の目標を寛政度の改革におき、会所財政建直しに揃めて、第一弾を水夫の不正外出取締においた。しかしこれは「不容易事ニも得共」と告白せざるをえないように、まず蔵入れ商品と館内持込みの当用手廻りと区分する荷役業務、外出規制、蔵本での荷物管理（商品持出し防止）、下級役人や日雇（人夫）との「密談」取締り、密売の相手方である市中一般や、流通過程で公貿易品なることを証明する手板の改等々、関連する問題は多く、唐人水夫の不正外出取締りは、むしろ日本側の「風儀」全般の肅正を要する不容易事であった。

この建言を容れた幕府（老中大久保忠真）は、天保六年閏七月、長崎奉行に「市中取締方」を命じ、立合として目付戸川安正以下徒目付・小人目付の差遣を決し改革に着手した。奉行は唐人の不法に対する文化度の規定―国禁（再渡

來禁止）・銅罰減・荷物積戻し（その年の取引拒否）等一の実行、新地取締強化の条々を各機関に令し、会所調役高島四郎兵衛を「御取締掛」に任じ（兼役）、そのもとに町乙名頭取助・精役役立合乙名・盜賊方乙名（各一名）、唐大通事二名・同小通事等五名、市中取締方・隱密方・海陸廻りの各乙名、目安方手附・御役所附、の諸役人を加役として配した（精荷役立合乙名以下各乙名の職掌は、もともと各町乙名の加役であるから、これは加役の上乗せであり、財政的には本来の加役料に諸手当弁当料等が加算される）。また幕府の承認のもとに、長崎警備の両藩に対して当番年は「凡百人程」を増さしめ、地役人による唐人規制時の不測事態に備える要員とし、大村藩には近世初期の外事犯やキリシタン収容にならい、召捕った唐人の大村牢収監がたを命じた。ともに軍役負担の増加である。

しかし歴年の弊風は容易に改まるものではなく、かえって反発を招き、同六年一二月には唐人騒擾を結果した。『通航一覽統轄』卷二三・二四等に詳細であるが、一船主の葬送にことよせて外出し、市中へ逃込んだ唐人五人の逮捕に端を発し、館内では番所・諸役所が乱入破壊され、検使以下諸役人は悉く退去した。早打ちにより動員された当番の筑前藩兵三五〇人余による嚴重な包囲警戒と、「長崎御取締」のため特派されていた徒目付・小人目付等の立合いのもとでも、地役人による関係者捕縛は翌日に至っても不可能であった。遂に藩兵が入館し在留の四・五番船二艘の唐人三三一人中一八〇人を善悪を問わずに検束し、新地において主だった七〇人を選び出し、前日逃亡の五人と共に奉行所白洲で入牢を申付け、大村藩に引渡した。唐館への藩兵導入・大量検束・大村牢送りは未曾有のことで、強い「御国威」・「御取締」の姿勢を示したものと見えるが、これとは別に大村藩に命じた荷役待ち繋留中の六・七番船警備と長崎との領境警固とは、この騒ぎが唐人のみならず全市中に拡がる惧れがあったからではなからうか。ところでこの件に関するその後の処置を同上書によって摘記すれば、奉行は直ちに事件の両船の即刻積戻しを命じたが（巻二四）、後続船々主を含めた再三の赦免願と会所調役・唐通事らの意見によって出帆見合せ、さらに貿易の時期（春割り）に合わせて翌年二月にあらためて取引許可、但し罰として三割の減銅と軟化し（巻二八）、さらに銅罰減も次回渡

来時に在唐荷主等の水夫取締の誓約書があれば渡すとし（巻三〇）、のみならず出帆前に右両船を含む五艘の水夫に対し、前記総売上高銀九、四〇九貫目にもおぼる手廻り販売を、今回限り「出格之訳を以」て許したのである（巻一四）。つまり経済的制裁はなかったに等しく、また大村入牢唐人も出帆前までに殆んど釈放された。主犯一八名のみが翌八年四月の罰減銅減しの時まで抑留されたが、釈放時に国禁の申渡しも取消されているのである（巻三二）。これらは元祿正徳期の彼我を問わぬ峻厳な制裁・統制³³には比すべくもないが、この事件は、一に長崎地役人の統制力の喪失をあらためて浮彫にし、鎖国下本来の貿易秩序や長崎の治安は、諸藩の軍役増強によってしか維持できなくなったこと、第二に幕府や奉行が「長崎御取締」の開始にあたって宣言した不法唐船に対する諸罰則の適用は、またも事実上の掛け声にすぎないこと、を内外に暴露した。ここでは、「御国威」を御仁政→清朝の「国用民生」に必須の日本銅供給（同上巻二七）や唐人水夫家族の「憐恤」（巻一六）におきかえた以上の措置は、春割り五艘のうち積戻しによって失う二艘分の取引の意義や（事案天保七年の貿易は、このあと夏割りの一艘のみで計六艘³⁴）、水夫手廻りの臨時買留の利益によって、「御取締」とひきかえに交付された御下金五万両の返済、という財政的要請に基づくものであったことに注目したい。すなわち奉行は、積戻しの解除理由として、「御取締も付、不正筋も相改、工社共作法宜相成ゆ而も、会所銀操弥差支ゆ而も、前書上納、其外調進物、此上相後可申、且地下之者御扶助も行届兼ゆ様ニ而も、折角御世話被成下ゆ詮も無乏」といい（巻二八）、会所・長崎市民のみならず幕府自身の経済的要請にこたえるものであった。

四、「除き物」と綱紀弛緩

前節では主に唐人の不法館外・密売に対する地役人の警察機能の喪失についてふれたので、ここではさき長崎奉行が、薩藩の長崎交易・唐人館外による密売とともに本方貿易衰微の原因として挙げた、町年寄「所望物」・唐人部

屋付火の元番人の「貰物」と、そのほか奉行以下幕吏を含む諸役人の特権的調達（広義の「除き物」）、つまり商行為に類するものを中心に、諸取締機能低下の原因、会所財政窮乏との関係について検討しよう。

町年寄のほか、長崎代官・鉄炮方、また会所の調役・宿老・目付・吟味役・請払役、唐・蘭通詞の上層地役人は、「別段売荷物」の中から「私入用」の品を唐蘭人に「所望」し、奉行の許可を得て元値で「願請」けることができ、その残りが会所の入札払となった（刊本五冊物一〇七〜一〇頁）。また予め特定の品を会所を通じて注文しておく、「詔物」として持来らせることもできた。しかし所望品・詔物の願請は無制限ではなく、共に「会所商売方ニ不差障品」に限られた。例えば天保七年五月会所調役高島四郎兵衛から出された、新地所在の植木鉢等七品、唐館内にある袂時計・置時計・珊瑚・香台・筆立など二〇種の所望伺いに対し、「書面品立之内ニモ、銀高之品も相見江得共、本方江相響の品柄ニも無之、且是迄之流弊ニ而持渡の事故」とて、御取締中にもかかわらず、今回限りとして許されたがごときである。代価支払については、会所目利が評価すると、所望者はその額に相当する「代り物」―これも会所商売に差障らない傘・越後縮緬等を、会所・俵物役所で改を受け相手方に渡す建前であった。⁽³⁶⁾しかし各自の年間願請の数量（価額）については、貿易に支障をきたさず、かつ「無抛入用品而已、少々宛」との建前から、唐蘭の所望・詔物共に厳密な「高極」はなく、また流通面での規定も十分ではなかったようである。前記高島の所望品の数量や「流弊」から、これが他へ贈与ないし転売に供されたであろうことは容易に想像されるが、これが所望物の増加―会所貿易の阻害―の挺子の役割を果たした。これについて町年寄も「唐人取締相崩れ以来、詔物并所望共過分之銀高相願外様太流弊仕得共、左様無御座外而も唐船出帆難相成次第、本方商売向之品といへとも、御代官始私共ニ至迄無差別相願居外儀ニ御座外処、御取締以来之儀ハ格別相改⁽³⁷⁾」云々と、従来多額の元方商品の願請の事実を認めている。このため、「御取締」の一環として天保七年七月、町年寄は年間一人につき所望物・詔物合せて銀八貫目以内と「御免高目当高」（代官以下、応分の額）が設定された。⁽³⁸⁾本方商品を含む大量の願請がなければ「唐船出帆難相成

」とは、願請が本方商売の重要な補完的取引口であったことを示し、唐人（蘭方も同様）と地役人上層部との私的な取引が、会所の公的貿易を圧迫してきた事実は否めない。また「御取締」中においては、「蘭書、或は鉄炮等之類、も格別、其外実ニ入用之品而已相願」ともあるが、後に問題となる高島四郎大夫秋帆（町年寄から会所調役頭取となる）の炮術調練用の火器や蘭書の調達（諸藩主等への供与もある）からみれば、定額以上の願請が事実上に認められたものようである。

一方、願請品や代り物が「会所商売方ニ不差障品」か否かの吟味や価額評価が、会所役人自身に任されたことも願請増加の一因であろう。願請の増加に伴い、個人での代り物調達が困難になると、代銀を会所へ納入し、会所ではこれを貿易取引全体の中で清算するようになった。ついでその代銀の滞納が累積し、天保八年九月制置の御取締取計方掛（会所調役二名・町年寄一名、その下に会所吟味役・請払役の九人を配し、「会所御取締」に専従）の約一ケ年間の調査によれば、滞納額は代官（四二貫目）以下地役人で計二、九一二貫二七〇匁余に達していた。しかもこのうち約半額の一、四四〇貫目余は「口々調子難出来分」、又は「年久敷相成、帳合等も入混、……此節ニ至り取調之道付兼」る不良債権であって、会計乱脈の一端が知られるであろう。

なおこのとき、佐賀本藩ほか近隣九州大名九家への貸付銀未納分及び利子（文化七―天保八年分）計銀三、六九二貫八五二匁余、長崎地下商人七人の文政七―天保七年の入札代銀未納分九七貫九五二匁余、同じく文政五―天保五年のその他五ヶ所商人分五七〇貫目余（うち約半額は「棄捐」となる）の存在が問題化し、それぞれ一〇〇九七カ年賦返済となった。⁽⁴³⁾ 主題からはずれるので詳細は別稿にゆずるが、もともと入札代銀は、宝暦一三年以降荷渡より七〇日以内に完納を要し、「百日目迄銀納不仕者も、根証文家屋敷其外家財御取上、札株御取放、根証通り引当無之分者、其ヶ所宿老共江引請弁納」のきまりであった。⁽⁴⁴⁾ 叙上は少くとも文政期以降、五ヶ所宿老・本商人団を含めて、換言すれば輸入品の流通機構総体の弛緩した体質―抜荷物流通を排除できない―を示すものとして注目しておきたい。

「貰物」は、唐蘭人が身廻り品や滞在中使用済みの書籍・器具等を、謝礼の意味で直接関係のあった唐蘭通詞、火の元番人、遊女等へ奉行の許可を得て無償で供与するものである。謝礼の意味での無償供与には、奉行・代官・町年寄への八朔礼・添進物をはじめ、寺社寄進物、係り諸役人への音物・土産鮫、修理方貰物、日雇への送り砂糖等があるが、大量かつ商品そのものであるこれらは、一括して会所へ請込み、売上げ代銀からそれぞれ役料等を含めて銀支給されるので、いわば会所貿易そのものの一部であり、現物で市場へ流出して本方貿易を圧迫するということはない。しかし本来商品価値の乏しい小量の筈の「貰物」が、本方貿易との関連で問題にされたのは、その多量化と、「貰物」が商品の不法な館外持出し・流通（密売をカムフラージュするために利用される）、貨物管理・抜荷取締り上のネットクの一つであったためであろう。

例えば、天保七年五月の蘭人規制の中で、蘭人手廻り改めが「近年相弛、改方不行届」のため、劍・鉄炮・袂時計その他荷物を各部屋に持込み、ことに本方荷物より多くなつた脇荷物にこれが多く、「通詞共貰物之儀、部屋内当用に申請置品を格別、脇荷物之内不売渡品貰請儀一切願立申問敷事」と規定した。貰物持出し時には出島乙名に見せ、品・数・贈収者名の記帳を督励した。⁽⁴⁵⁾公貿易以外に、「貰物」名儀の脇荷物の流出はかなりの量に達していたことが知られる。当然何らかの形で代価の支払いがなされたであろう。唐館火の元番人は一般の町人や近在の百姓が一般につき三人、唐人屋敷乙名組頭・宿町・唐人番のそれぞれから一人宛雇われた小者で、番賃は一日銀二匁宛のほか館内持込みの白砂糖三百斤と竜眼肉・荔枝等を貰い、(享和元年品数を定め会所で払立てを命じたが、文政二年現品渡しとなる)、「謝儀」として自家製の野菜等を贈ったが、天保期には「近年規定相崩、貰物品々超過致付」、同七年白砂糖五百斤(翌年から会所請込みにして六百斤)、その他干菓子・唐紙・線香等九種に増すとともに規制を強化した。⁽⁴⁶⁾安永・寛政期には、「こほれもの、又は貰物等ニ而も、唐紅毛持渡分ハ、多少ニよらず手板なく差廻^(他四)」しは嚴禁の建前であったが、唐通事の貰物持出しは、蘭通詞同様、「門番人江申断^(七)之手数ニ得む、記録等仕置儀無御座」、もとよ

り手板申請の要もなく、天保七年の取締りにより初めて奉行所の裏印を要することになった。⁽⁴⁸⁾つまり「謝儀」を引当てにして大口化していた唐蘭手廻り荷物は、少くとも唐蘭通詞を通ず限り、貫物―館外持出し―手板なしの転売、も野放しであったわけである。なお一般の輸入品も、これまで落札後各地へ直送した手越荷物は、この年から抜荷筋取締りの一環として、「一旦大坂問屋共江送り付、改を請、売先へ可遣」と改められた。⁽⁴⁹⁾

地役人の願請（所望及び詭え）・貫物をめぐるかかる状況を背景に、例えば唐小通事末席東海森太郎（受用銀年額三貫目）は、文政八年秋に銀三〇貫目以上にのぼる「唐方江大金之引負出来、払入之手術無之、……逃隠り故、多勢之工社憤り居宅江参り取荒し」し代銀返済を強要した。多数の水夫が直接代銀請求のために不法外出して居宅へ押入ったのであるから、この取引が会所を通さぬ水夫廻りの密売買であることは間違いない。彼は町乙名の境武平を介して唐大通事三人に頼入り、来年四月の出帆まで「工社銘々之引合を取束、船主兩人引請方ニ相成り様」働いてもらい、かつ「大小通事方配慮ニ而」会所御内用方より銀三貫目余を借り、残り多くは境らからの借入れによって出帆前の急場をしのいだ。すなわち密買は公然の秘密であり、唐人側が奉行所へ訴えない限り（訴出ても通例として一種の自訴であり唐人が処罰されることはない）、この時も「訴訟」を揚言して完済を迫った、事件の表面化―役儀召放等の処分―の惧れはまずなかったのである。もっとも、東海はこの時の大借がもとで、後年境に対し銀七五貫目で役儀の「株式譲渡」の契約を余儀なくされたのであった。⁽⁵⁰⁾

また蘭小通詞名村元次郎は、天保五年蘭人テフメルの脇荷サフラン二五斤を願請け、これを奉行所へ差出し（代銀一三貫八二匁五分）を受取りながら（この時の在勤奉行は久世広正、その家中の購入か）、「年来困窮」につき二貫目だけを売主に渡し、残余は「無拗向、又は雑用等ニ遣払」ってしまった。出帆前の督促に窮した彼は、右品はかねて懇意の平田啓助（久世の家来）が買い、代銀は江戸払い、の旨の平田の契約を偽作して、この「謀書」を売主に渡して翌年⁽⁵¹⁾払いとした。名村は六年春の献上物に附添参府し、平田に「謀書」の諒解を求め、平田は「穩ニ事済様取扱方通詞共

江頼之書状」を送った。参府帰郷後も名村は銀五貫目しか調達できなかったもので、残る七貫目弱は蘭通詞「同役共相償」い、「謀書」は取戻した。しかしこの一件はその後の「御取締」によって表面化し、名村は翌七年正月入牢、八年九月見せしめのため出島門前で獄門、伴の稽古通詞は放役、大通詞三名は「始末不念ニ付」急度叱り又は叱り、平田は江戸払、等に処せられた。⁵¹この一件は、長崎会所の取引（計理）には属さない高額の脇荷物願請が奉行所（家中か）と絡んで行われていること、つまり奉行が会所貿易圧迫の一要素として指弾した地役人の願請には、奉行（所）自身が係わり、また願請における代銀着服―滞納や不正が、唐通事の場合同様、蘭通詞集団の中で糊塗されたことにも深くかかわっているのであって、「御取締」以前には、この種の奉行所役人を含む諸役人の不正がかなり日常的であったことを窺わしめる一例である。

長崎在勤の奉行一名、勘定方（支配勘定）・普請役各二名は、会所支出の所定の役金（天保四―六年の平均で、奉行家中受用銀一三四貫目・八朔礼物払代銀一三七貫七〇〇目、勘定役普請役四人で二三貫四〇〇目）⁵²のほか、奉行「御調物」、他二者の場合は「御求物」とよばれる輸入品調達の利権があった。事実上転売による収益を前提としたものである。それは宝暦・天明以降を通じて、次の三者に分れる。すなわち、①「元代買」、②入札前に除き分けておいて、同品種の商人落札直段に三%の三步銀だけを加えて「会所ニテノ求物」、③落札直段に一割五歩増で「商人ヨリ相對買」である。③は落札商人の利幅にはかかわっても、会所の損益には直接関係ない。会所貿易・損益に影響するのは①②で、これは地役人の「願請」に相当する。刊本五冊物によれば、文政六―天保七年の間には、①として奉行・勘定方・普請役は、各人それぞれ割増共銀五五貫目・銀三七五匁・銀二二五匁分の貨物を元値で購入することができ、②の取引額は奉行は天明五年以来薬種荒物以外の品で三五貫目分、文化九年以降二五貫目分とされていた（七四―七九頁）。しかしこの現品で選取ことは上物や利ぎやの多いものに集中し、残る会所払立品の「入札先きに響」くとして、すでに天明五年・文政三年の改革で「正銀」受用に改められ、近くは文政六年に「品物調」に復したものである。しかし『続

長崎実録大成』によれば、天保八年「御取締」の一環として、勘定方・普請役については①②共に禁じられ、正銀受用・役料増の措置がとられているのである。では在勤幕吏が所定額の「元代買」で調達した品を転売すれば、どれだけの収益を期待できたであろうか。刊本五冊物によれば、天明五年に、奉行の元代買六〇貫目分のうち、約半額二九貫八〇〇匁分は正銀受用（所要の品は落札値に一割五歩増で調達）となったが、正銀受用額は会所における「蘇木十ヶ年落札出銀平均割」、外国側に払う元代銀と五割増分を差引いて、銀二七五貫六七五匁にのぼった。つまりもし調達品を転売すれば平均で元代の九二・五割（唐方五四割弱、蘭方一八五割）の純益を生じたのである。因みにいえば、対価たる元代およびその五割増の代銀は、自己資金として奉行が事前に用意するのではなく、会所が「遣用売」取引において払立代銀から奉行取分を差引き、残額分を俵物・諸色で渡すのである。また勘定方・普請役は計四人で元代銀四貫二〇〇匁と僅少であったが、その金額が正銀受用となり、奉行に准じて元代銀の一〇八割に当たる銀四五貫五五八匁の正銀受用となった。その後約半世紀後の天保七年時点での勘定方・普請役計四名の元代買の枠は銀一貫四〇〇匁にすぎなかったが、同八年正金受用となり（奉行は同一三年現物調達禁止、かつ会所での求物も禁じられたので、その「御手当」として、正金受用高は金一、一二〇両（銀六〇目替としても六七貫二〇〇目）に及んだのである。つまり奉行以下の長崎在勤幕吏は所要調達の名目で、元代銀の十倍ないし数十倍の実収が、調達品の転売を前提として見込まれていたわけである。現物調達（「品物撰取」）はまさに会所入札品の「入札先きに響」き、また転売をめぐる幕吏の商的行為には会所役人の介入を必須としているのであるから、地役人との馴合い（前記奉行家来のごとき）、指揮監督の空文化は容易に想像されよう。

天保九年八月付の地役人に対する綱紀肅正の達示三〇カ条に挙げられている「流弊」を整理要約すれば、およそ次のごとくである。まず一般論として、「商売方規格」をはじめ諸規則の不履行、出勤不定、評議の留滞と漏洩、席次の硬直化、加役の増加、監督不行届をあげ、次に会所の金銀出納において、奉行所へ伺いなく、不定日にも「会所役

人限り」で、奉行所役人の立会いや会所調役・年番町年寄の見届け・印もなく執行し、出入れ等閑。奉行所下渡しの召上物・過料・御用物残り等の会所請込後の諸届遅延、奉行所宛の各「月勘定帳」・幕府進達の「一ヶ年勘定帳」提出の遅滞（従来は三・四月迄、近年は八・九月となり奉行在勤期毎の「引継帳」と混雑。第三に貿易業務では、直組方につき「浮説」出来、精荷役・荷渡し時に会所と宿町とで行う「引合」の中絶、一船毎の元帳作成の遅延、入札前に終るべき二割先納銀の遅滞、津出し根証文の届方遅延。第四に諸役人の買物について、入札直前の「除き物」多く、願請銀高の過上、代銀滞納（代銀は役料より天引きとし、役料高以上は持出禁止とすべし）、等である。⁵⁴

以上貿易市政万般における極度の綱紀弛緩が窺われるが、ときに長崎地役人の各役儀は、近世中期以降、町年寄以下各人の「株式」「役株」——端的には役料受給権——とされ、家計逼迫においては役料何十カ年分かに相当する銀高で売買された（役株譲渡による名跡相続）。さきの唐通事東海氏のほか、蘭小通詞・町乙名・船番等の「役株譲渡」の実例を知るのである。⁵⁵ 以上纏説のごとき地役人の不正・綱紀の弛緩は蓋し当然といえるが、殊に第二点の奉行所との関係をみれば、これは地役人を指揮監察の任にあつて、なお「流弊」これに至らしめた奉行以下在勤幕吏の綱紀、ひいては大奥驕奢、老中松平康任（浜田藩）の竹島一件、薩摩藩の抜荷や大塩の乱を生んだ家斉治世末期の弛緩した幕政そのものの反映とみるべきであろう。

むすび

以上を要約し、若干補足して結びとする。唐蘭貿易を管掌した長崎会所は、奉行をはじめ、目付（不定期）・支配勘定・普請役等数名の在勤幕吏の指揮監督のもとに、上席の町年寄が兼帯する会所調役頭取以下、目付・吟味役・請払役ほか、唐蘭通詞等の長崎地役人が実務を担当した。会所では貿易の利銀によって全市政経費を賄い、かつ貿易運上（天保期には例格上納^{第九〇頁目}一万五千兩）・在勤幕吏役金・幕府御用物等の調進にあたった。その財政は寛政二・三年の改革

後は、貿易「半減」にもかかわらず健全であったが、文化末年から悪化し、長崎市中・大坂商人からの借入れはもとより、天保期には四・五・六・七年と連年幕府銀の貸与によって急場をしのぐ状態であった。（同七年八月の改革含みの予算書二種⁵⁶）では、当時の実態に即して唐船八艘・蘭船一艘の入港とすれば、財政規模を歳出銀一六、四〇九貫目余として、銀四、四一九貫目余の歳入不足、銀一八、一四一貫目余の歳出とすれば銀二、九八三貫目余の歳入不足が見積られている。

この会所財政の窮乏——本方（会所公）貿易の衰微の原因として、次の四点があげられる。①唐蘭船「不進」。殊に文政以降唐船の定数一〇艘に対し平均八艘以下という、取引量の減退。もともと大型船化により船数減即積荷量の減ではないが、船数が多ければ「船別置銀・置銭」等のほか、入港・取引・会所収入の季節的安定がはかられ、船数の多さはまさに「他所之豊作ニ准⁵⁷」ずるものであった。②強力な競合商品・競合取引出現による本方相場の下落。本方相場を主導し会所収益に主きをなした砂糖（会所は元値に数倍する純益があった）については、文化期以降国産砂糖の急増があり、同じく大黃・甘草は文政八年品替え後の薩摩藩長崎払い「琉球産物」の主要唐物であった。薩摩藩長崎蔵屋敷における一八種の唐物は、「御定高⁵⁸御免高⁵⁹」元代銀だけでも銀一、七二〇貫目におよび（唐方元代銀の約四割、蘭方の三・五倍⁵⁸）、取引の管理運営は文字通り薩藩役人の手中にあったので、現実の元代銀はさらに上廻ると考えられるが、会所の取分は定高の一部銀一、二〇〇貫目の「二歩通⁶⁰」り二四〇貫目の宛行い扶持にすぎなかった。③②に関連するが大規模な抜荷・密売の増加。薩摩藩の長崎交易は琉球国扶助の名目のもとに行われたが、薩藩は唐物取得にあたって、蝦夷地・北国辺で密買した多量の上物の俵物・諸色を清国へ渡し（ために会所貿易の主要輸出品としてのこれらの減少と騰貴、一方清国市場における長崎交易商人との競合をきたし）、また唐物の一部は朝鮮との密貿易によって、宗氏の朝鮮貿易、ひいては日朝通信関係の基礎をおびやかした。また長崎において唐人屋敷・新地から、唐人水夫等の不法「館外」によって市中で密売される量は、「本商売の方より多く相成⁶¹」り、取締純緩のため「相对之様」な半公然の密買であった。鎖国貿易本来の唐人・唐貨物の統制管理や市中秩序の維持は、もはや地役人の任にたえず、警備出動

のために近隣諸藩の新たな軍役賦課が必要であった。かかる唐人不法の背景には、唐蘭船欠船に伴う、寛文期市商法以来の日本側貿易主導権の喪失、また外国側内部における船主・コンパニヤ荷物に対する水夫手廻り品・脇荷物の増加による、船主・商館長の下級乗組員に対する統制力喪失が想定されよう。④幕吏を含む諸役人の「除き物」増加と綱紀弛緩。奉行以下幕吏の、役金外の「調物・誂物・求物」等の元代銀による所要の現物調達は、会所を経由するものの、多量かつ一般商品の「入札先きに響」くもので、これを転売ないし会所に売出させて元代の数倍から数十倍の差益を受用した。また代官・町年寄・上級会所役人・唐蘭通詞等の「所望・誂物」等の「願請」（以上幕吏分を含めて入札からの「除き物」）や、彼等ほか火の元番人・宿町筆者にいたる地役人の「貫物」は、本来その「代り物・謝儀」の品を含め、品目・数量ともに唐蘭本方貿易に支障をきたさぬ自用の品に限られていたが、館外持出し・転売規定の不備と相まって、天保期には本方貿易を補完する数量となり、しかもその代銀滞納は累積して銀二、九一二貫目余に達した。五ヶ所本商人の落札代未納銀の累積、奉行家臣や上層地役人同士の願請品転売代銀の横領・密商のかばい立てからも知られるように、全国的唐物流通機構総体としての純み（抜荷物排除の困難性）が看取されよう。

鎖国下貿易独占体制の諸矛盾、鎖国体制崩壊の国内的要因ともいえる②③④と国際的契機の一つとしての①、の四者は互いに作用しあって相乗的に事態の深刻化を促したものと考えられる。それ故に長崎における諸般の「御取締」に併行して、別稿にゆずる会所財政再建の「会所向御取締」では、竹島出海密貿易の浜田藩主の転封、薩摩藩の長崎交易停止（会所取引に編入のうえで再開）といった大名統制もなされた。薩藩の長崎交易はもとより、和製砂糖対策でもみたように、諸藩の国産増強策は会所による貿易独占や幕府による鎖国的流通統制と鋭く競合対立するものであったが、いまだ天保の段階では②③④の国内的問題に関する限り、鎖国体制の巻戻し—寛政度への復帰策—の改革は、鎖国の崩壊に、極く一時的な歯止の役割は果し得たのであった。

【註】

- (1) 「長崎会所五冊物」（『長崎県史』史料編第四所収、以下刊本五冊物と略称する。吉川弘文館、昭40）三〇・一一三頁。「寛政二年戌九月於立山御役所水野若狭守殿・永井筑前守殿御立合ニ而九月六日一役壹人宛江被仰渡ハ御書付写」（長崎県立長崎図書館渡辺文庫蔵）。森永種夫校訂『続長崎実録大成』（長崎文献社、昭49）一九五・三九二頁。
- (2) 「唐紅毛持渡品及下落、会所銀繰差支ニ付、立直主法可申上旨御書取を以被仰渡ハ趣、評儀仕ハ書付、（町年寄福田カ）安右衛門控」（「会所銀繰之儀ニ付、以封書申上ハ書面之控」に合綴、長崎図書館蔵）。
- (3) 「兩度」とあるが、天保四年に銀一、〇〇〇貫目、同五・六年に二、四〇〇貫目（箭内健次編『通航一覽統輯』第一、清文堂、昭43、三二五頁）のほか、同七年には二月と六月に計三、〇〇〇貫目（金五万兩）が下渡された。もっとも同七年の五万兩は唐人水夫手廻りの臨時御買留の収益により、同年八月に返上納された（同上三〇七・三一四頁）。
- (4) (2) 所掲文書に合綴、同じく申八月付。
- (5) 樋口弘『本邦糖業史』（味燈書屋、昭18）三四八―九頁。
- (6) 前掲書によれば、同年一二月紀州家追加高三六、六七八斤を加え、一、二二三四、六五七斤を廻着定高とした（三三〇頁）。
- (7) 岩生成一「江戸時代の砂糖貿易について」（『日本学士院紀要』三一巻一号）。
- (8) 寛政期は「長崎会所秘書」一（記事下限は同七年、東大史料編纂所蔵）、天保期は刊本五冊物二三頁（記事下限天保一三年）、「唐蘭通商取扱」一（内閣文庫蔵、記事下限同一四年）。
- (9) (7) 岩生論文所引『本邦糖業史』・『鹿児島県史』二・『大阪市史』二。
- (10) 山脇悌二郎「天保改革と長崎会所」（『日本歴史』二四八号）。
- (11) 『通航一覽統輯』第一、三二二頁所収長崎奉行言上書。
- (12) 同右書一六三―一六四頁。
- (13) 以上三種の言上書は、同右書一六四―一八六頁。
- (14) 同右書三二―三三二頁。
- (15) 山脇悌二郎「長崎の唐人貿易」二六六―二七八頁（吉川弘文館・昭39）、武野論文は宮本又次編『九州経済論集』二巻（秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』に転載）、上原・黒田論文はそれぞれ「史淵」一一三輯・一一四輯。

- (16) (11) 所掲書三二四頁。
- (17) もっとも、二歩程度の会所による徴銀と、上原氏は仕法制定審議段階における、会所での定例取引終了後薩藩役人立会いでの入札追売か、又は会所役人が薩摩へ出向く方式か、の二方式の議論を紹介しておられる。
- (18) (11) 所掲書三七六頁。
- (19) 「天保十二年琉球産物売捌ひニ付御書付」(長崎図書館蔵)。
- (20) 「長崎旧薩摩屋敷及浜崎太平次倉庫並住宅図」・「薩藩貿易家浜崎太平次屋敷図」(鹿児島県立図書館蔵)、「長崎諸役人帳」(九州文化史研究所松本文庫蔵)。
- (21) 「唐船八艘阿蘭陀船壹艘商売銀・諸取立銀元ニ立、諸出方銀凡積差引書付」(2) 所掲文書に合綴)。
- (22) 「長崎覚書」坤五二一五七丁。なお「琉球産物」売捌き実施中の天保七年八月、(21)の見積りとは別に、同四一六年の平均実績を踏まえた会所の年間収支見積りによれば、唐船八・蘭船一艘との元代銀五、一三七貫目余(一部に増銀を含む、蘭船元代銀は四三五貫目で、薩藩御免高の四分の一にすぎない)の取引により、かれこれ合せて銀九、三四一貫目余(一八割)の貿易純益が見込まれているのである(2) 所掲文書合綴「唐紅毛商売銀を以、納払差引書付」)。
- (23) 刊本五冊物七二頁。
- (24) (22) 所掲見積の収入項に、「三步掛銀」四二六貫目がある。かりにこれが「琉球産物」取引分を含むとして、これから逆算すれば総売上高(元代及び出目)は銀一四、二〇〇貫目の筈である。しかるに唐・蘭方の元代と出目とで銀一三、七三八貫目余、またこのうち唐金銀・銀札商売には「三步掛銀」は課せられないとしても、銀一三、五三二貫目余となるので、薩藩御免高銀一、七二〇貫目とその出目に「三步掛銀」が課せられる建前であったとは考えられない。
- (25) 『鹿児島県史』(一)、七五一―七五六頁。
- (26) 乾宏巳・井上勝生「長州藩と水戸藩」(『岩波講座日本歴史』12・昭51)井上氏項。
- (27) 例えば正徳一享初年の仕法は、中田易直・中村質校訂『崎陽群談』(二六三―三三八頁)、明和頃のそれは片桐一男校訂『鎖国時代対外応接関係史料』(三一七〇頁、共に近藤出版・昭49・47)。
- (28) 処分は、宝永期には関係の二一艘全部の積戻し(取引拒絶)と再渡来禁止(『唐通事会所日録』四、三三八―三五七、(六)九八)と厳しく、その後は罰減銅(罪の程度により銅渡高を減ず)や再渡来禁止を犯人個人に限るなど微温化した。
- (29) 山脇氏前掲書二〇七―二〇九頁。松浦章「長崎来航唐船の経営構造について」(『史泉』四五号)。

- (30) 刊本五冊物一一頁。『通航一覽統輯』第一、二七四—二七五、三一四—三二〇頁。
- (31) 同右書第一、(一)一六九—一八〇頁所引天保六年五月二四日付「久世伊勢守言上書」。
- (32) 同右書二二八頁所引同年長崎奉行演説書。
- (33) 例えば『唐通事会所日録』・『犯科帳』(一)。
- (34) 「割符留帳」(関西大学東西学術研究所資料叢刊九所収・昭49)。
- (35) 『通航一覽統輯』第一、三四八—三四九頁。
- (36) 「金井八朗翁備考録」第一上、三四—五〇丁(長崎図書館蔵)。
- (37) (38) (39) 「唐紅毛詠物・所望之儀ニ付申上り扣」(天保八年九月高木清右衛門・久松喜兵衛の書上、同右渡辺文庫所蔵)。
- (40) 例えば佐賀藩武雄領主に対する供与(武雄鍋島家文書「天保八丁酉年石火矢方諸控」ほか)。
- (41) その際、会所収益となる口銭的なものが、代銀に付加されたか否かは未詳。但し(36)所掲明和四年の規定では、本方荷物としての鳥獣は代銀に五割増、蘇木等の詠物には「三步銀」付加とある(三九—四〇丁)。
- (42) 「願請惣代銀未納、年賦方之儀ニ付奉伺書付」(2)所掲書に合綴。これは『通航一覽統輯』巻二および『続長崎実録大成』(同年八月)所掲教字とはやや異なる。総未納額は一一カ年(代官)から九九カ年(会所役人四四人)の年賦償還を命ぜられた。
- (43) 「天保七年長崎会所事務取扱方書付」(長崎市立博物館蔵)。なおこれは一ツ橋大学図書館所蔵「天保七申年御取締以来会所益銀等廉々書付」と同系統写本で、共に仮題(後者は合綴教種中冒頭文書の標題である)。
- (44) 刊本五冊物七一—七二頁。『大阪市史』(一)三三四—三三八頁。
- (45) 『通航一覽統輯』第二、三一八—三二八頁。
- (46) 同右第一、三五四—三五八頁。刊本五冊物四七、五〇—五一頁。なお規定の干菓子二十斤といえども、その中に黒糰子襟一九六枚をしのばせて手廻物改で摘発された例もあり、不法の手段に利用されがちであった(「唐阿蘭陀申渡」(一)第四二件、天保八年)。
- (47) 「金井八朗翁備考録」第一上、八七丁所収安永二・寛政元年触書。
- (48) 『通航一覽統輯』第一、二七九—二八〇頁。

- (49) 『続長崎実録大成』天保七年二月。
- (50) 「東海森太郎株式譲渡ニ付、勤役中手続内ニ取極之写」(長崎図書館蔵)。
- (51) 『犯科帳』(八)二五九—二六一頁、「唐阿蘭陀申渡」一、件号第四七。
- (52) 「唐紅毛商売銀を以、納払差引書付」(天保七年八月)。
- (53) 刊本五冊物三六一—三七七、七三—七六、一二四—一二七頁。天保一三年奉行の現物調達禁止は「唐蘭通商取扱」二(内閣文庫蔵)にみえる。
- (54) (43) 所掲文書所収「天保九年三十ヶ条被仰渡外廉ニ取調申上外書付」、これは各箇条毎に示達と天保一三年時点での改革実績を述べたもの。示達は『通航一覽統輯』第一、三六七—三七二頁にみえるが、「会所口勘定帳^{月カ}日々不怠差出可申事」のごとく、やゝ異同がある。
- (55) 拙稿「オランダ通詞の役株譲渡」(蘭学資料研究会「研究報告」二二二・二二三号)。
- (56) (21) 所掲文書、(22) 所掲「唐紅毛商売銀を以納払差引書付」。
- (57) 仮「唐船商売方御改正ニ付意見書」(長崎図書館蔵迎文庫)。
- (58) 天保四・五・六年の取引実績を基にした同七年の予算書(22) 所掲文書。

(付記) 史料所蔵各機関をはじめ、九州文化史研究施設黒田安雄氏には、貴重な教示と全面的な協力を得た。深謝の意を表するものである。なお小稿は昭和四九年度文部省科学研究費による総合研究「近世対外関係史の総合的研究」(代表者中田易直)の分担研究の成果の一部である。